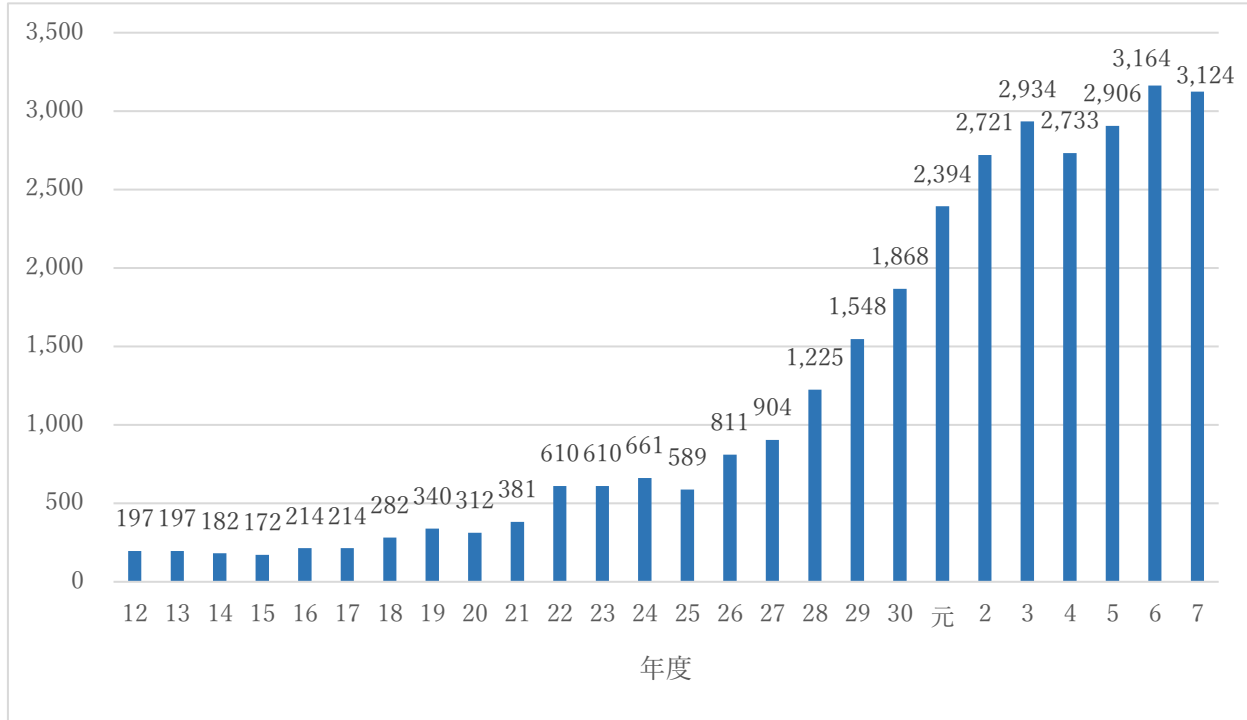


神戸市における児童虐待相談の状況（令和7年度）

1. こども家庭センター（児童相談所）

（1）令和7年度の相談・通告の総件数 3,124件

前年度比 98.7%（40件減少）（令和6年度 3,164件）

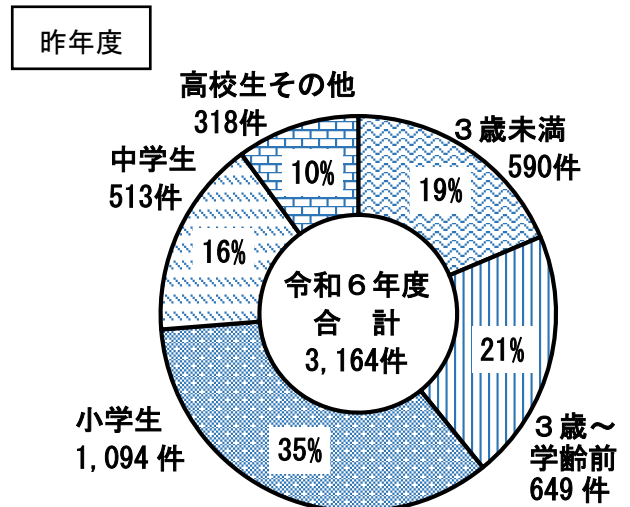
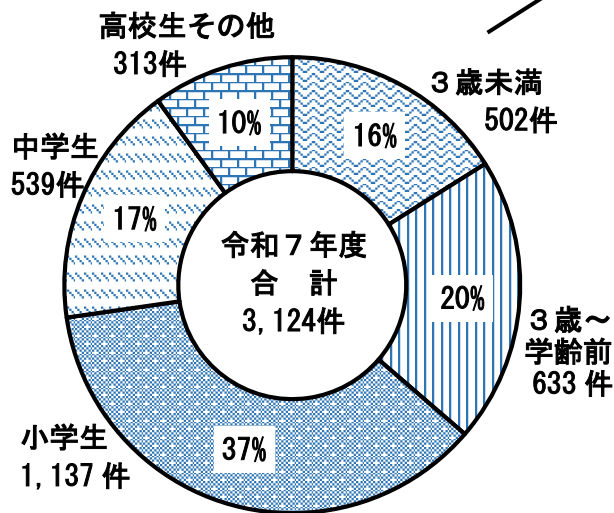


過去最も件数の多かった令和6年度（3,164件）から微減となった。

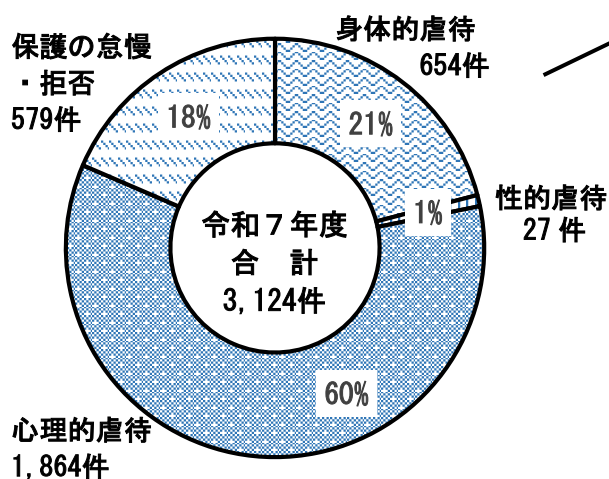
（2）各種統計

①年齢構成別件数

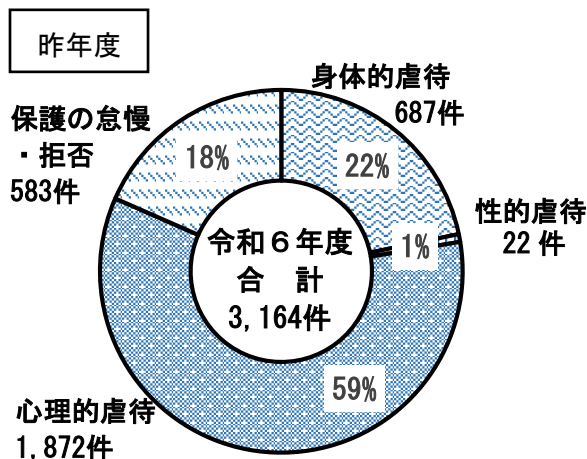
学齢前の児童の相談・通告件数が36%を占め、小学生以下では73%を占める。



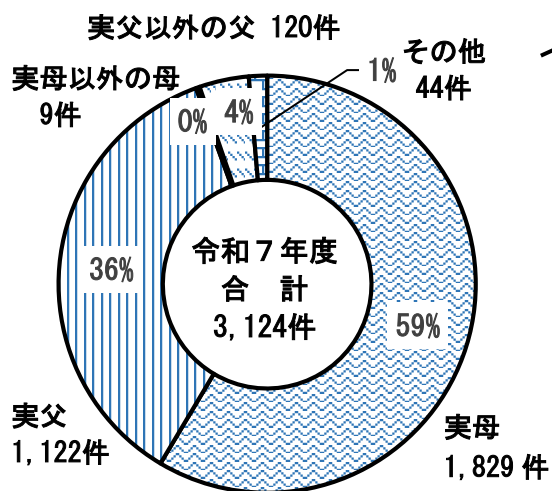
②相談種別件数



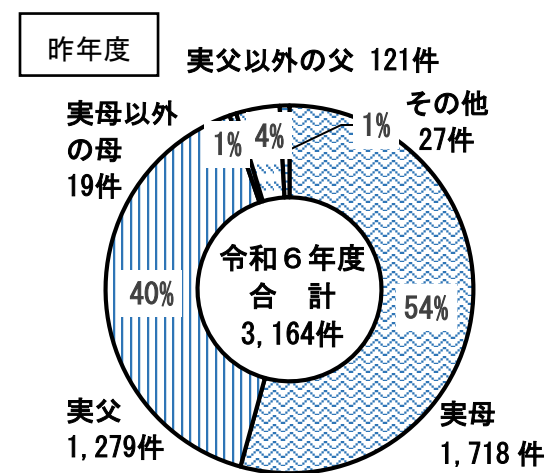
全体の60%を心理的虐待が占める。



③虐待者別件数



全体の95%を実母・実父が占める。



④相談経路別件数

区・支所	都道府県政令市		警察	児童家庭支援センター	家庭裁判所	医療機関	児童福祉施設		学校等		里親	児童委員	家族						親戚	近隣・知人	児童本人	その他	合計
	児童相談所	その他					保育所等	その他児童福祉施設	幼稚園	学校・教育委員会等			虐待者本人			虐待者以外							
													父親	母親	その他	父親	母親	その他					
7年度	84	66	1,742	13	0	41	22	35	9	217	0	0	5	57	0	72	56	44	73	441	61	69	3,124
	2.7%	2.1%	55.8%	0.4%	0.0%	1.3%	0.7%	1.1%	0.3%	6.9%	0.0%	0.0%	0.2%	1.8%	0.0%	2.3%	1.8%	1.4%	2.3%	14.1%	2.0%	2.2%	100.0%
6年度	137	106	1,761	8	0	44	11	18	4	165	0	0	11	71	0	52	65	20	64	474	58	61	3,164
	4.3%	3.4%	55.7%	0.3%	0.0%	1.4%	0.3%	0.6%	0.1%	5.2%	0.0%	0.0%	0.3%	2.2%	0.0%	1.6%	2.1%	0.6%	2.0%	15.0%	1.8%	1.9%	100.0%

前年度と同じく「警察」からの通告が最も多く（55.8%）、次いで「近隣・知人」（14.1%）が続いている。また、前年度と比較して「児童福祉施設」や「学校等」からの通告が増加している。

2. 区役所・支所

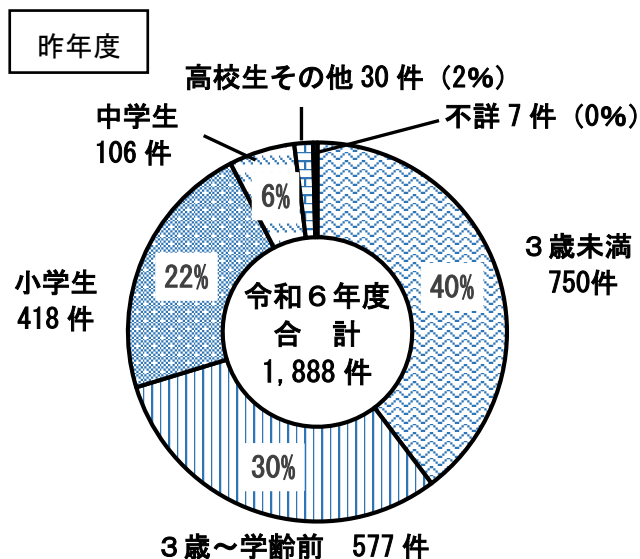
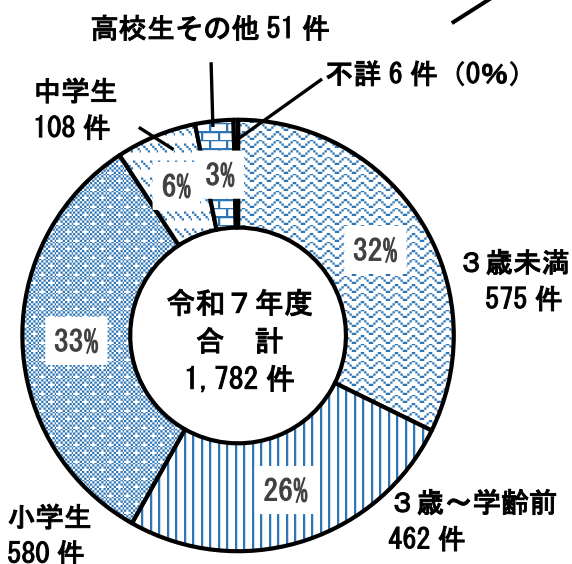
(1) 令和7年度の相談・通告の総件数 1,782件

前年度比 94.4% (106件減少) (令和6年度1,888件)

(2) 各種統計

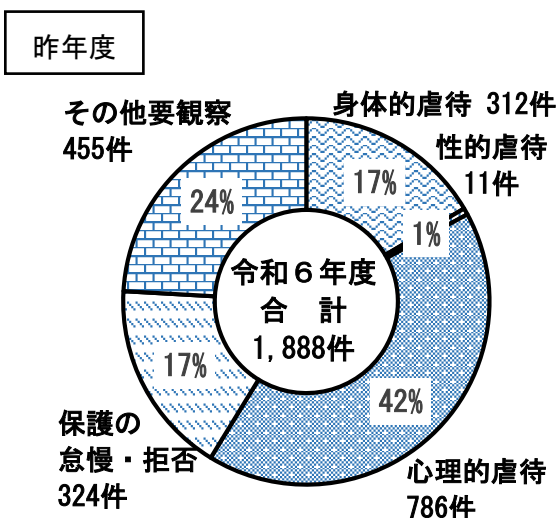
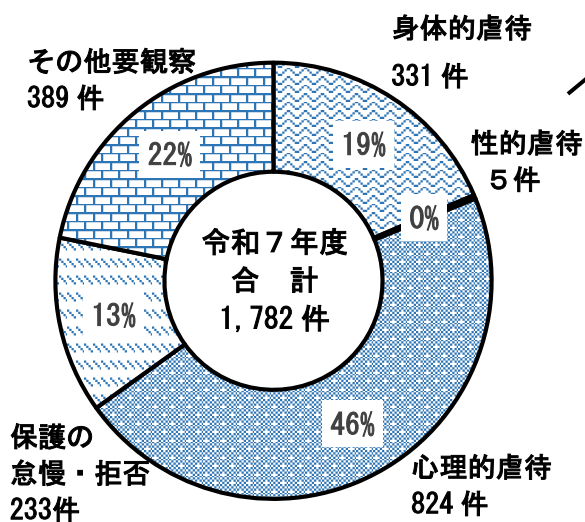
①年齢構成別件数

学齢前の児童の相談・通告件数が58%を占め、小学生以下では91%を占める。



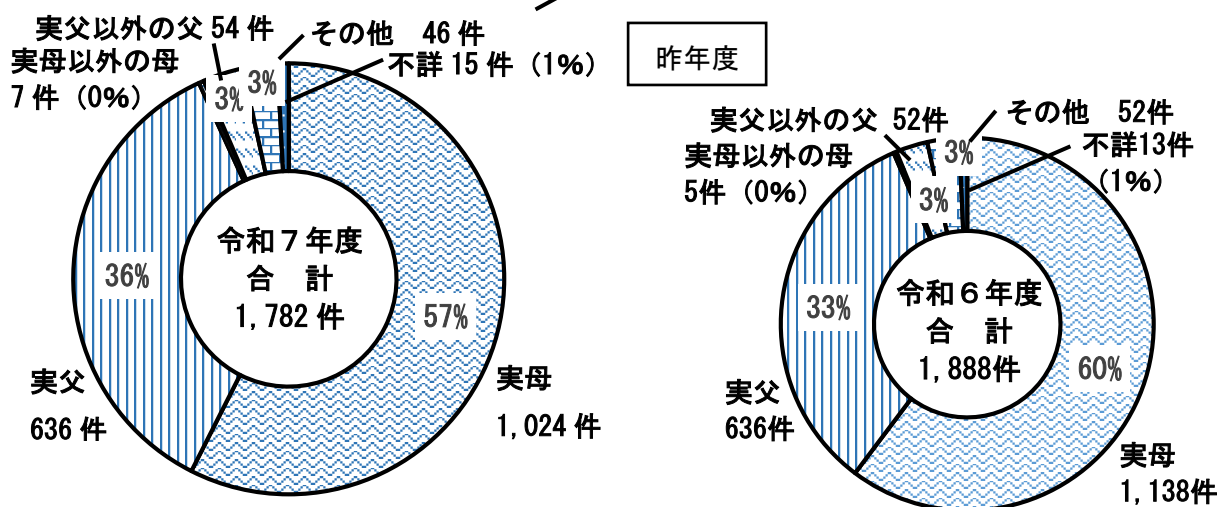
②相談種別件数

全体の46%を心理的虐待が占める。



③虐待者別件数

全体の93%を実母・実父が占める。



④相談経路別件数

	こども家庭センター	行政機関	児童福祉施設		学校等		医療機関	民生委員・児童委員	家族			親戚	近隣・知人	その他	合計
			保育所等	その他児童福祉施設	幼稚園	学校			父親	母親	その他				
7年度	598	558	166	26	11	114	78	4	17	84	7	5	28	86	1,782
	33.6%	31.3%	9.3%	1.5%	0.6%	6.4%	4.4%	0.2%	1.0%	4.7%	0.4%	0.3%	1.6%	4.8%	100%
6年度	542	611	176	26	8	121	98	3	18	164	11	7	41	62	1,888
	28.7%	32.4%	9.3%	1.4%	0.4%	6.4%	5.2%	0.2%	1.0%	8.7%	0.6%	0.4%	2.2%	3.3%	100%

「こども家庭センター（児童相談所）」からの送致(33.6%)が最も多く、次いで「行政機関」からの移管・通告(31.3%)が続いている。また、前年度と比較して、こども家庭センターからの送致が増加している(56件)。

3. 令和7年度における児童虐待防止対策の主な取り組み

- ・区役所を支援する本庁機能の強化として、こども家庭局家庭支援課に係長（養育支援担当）を配置。
- ・児童人口が多い東灘区、垂水区、西区の保健福祉課に児童虐待対応の担当者1名をそれぞれ増員。
- ・こども家庭センターにおいて、配置基準に基づき児童心理司3名を増員。
- ・区の虐待対応に関する実務者マニュアルについて、アセスメント時の留意点等を追加するなどの改訂。
- ・虐待対応の基本的な考え方や相談から支援に至るまでの流れ等を示した神戸市区要保護児童対策地域協議会運営マニュアルの作成。
- ・児童相談所・区役所職員に対するリスクコミュニケーション・リスクアセスメントや、心理的安全性に関する研修を実施。
- ・外部有識者をスーパーバイザーに委嘱し、毎月、区の要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）への参加による職員への助言機会を拡充。

4. 令和5年6月に発生した児童死亡事例等検証報告書における提言に対する主な取り組み状況

(1) 通告・相談時の初動対応やアセスメントの流れを整理

- ・区役所は虐待通告受理後、48時間以内に児童の安全確認ができない場合、原則こども家庭センターへ送致する運用を令和6年4月より開始。
- ・こども家庭センターにおいて虐待を主訴としない相談であっても、虐待の要素があればリスクアセスメント項目の確認を必須化。

(2) 迅速な情報共有と関係機関との連携

- ・こども家庭センター・区役所間で相互に児童相談システムの閲覧権限を付与。
- ・区役所の虐待対応職員に生活保護システムの受給情報の閲覧権限を付与。
- ・こども家庭センターと区役所が毎月意見交換を実施。
- ・区役所と保育所・主任児童委員等の関係機関との情報共有を強化。

(3) こども家庭センターの職員研修とスーパーバイズの充実

- ・係長を研修担当として位置づけ、職員のニーズに応じたより実践的な研修を行うなど、研修内容の充実及び研修機会の拡充。
- ・経験豊富な職員をアドバイザーとして位置づけ、経験の浅い職員への支援体制を整備。
(令和8年度：専任1人・兼任6人)

(4) 区役所における要対協の有効なあり方

- ・警察を各区要対協のメンバーとし、要対協に登録された児童の情報を毎月共有。

【参考】 令和8年度における児童虐待防止対策の主な取り組み

- ・ こども家庭センターにおいて、配置基準に基づき児童福祉司6名、児童心理司4名を増員。
- ・ 児童相談所で取り扱う児童虐待事案の情報を即時（1時間ごとに更新）に兵庫県警と共有できるシステムを構築。
- ・ 区役所における心理的ケアの充実。
- ・ 福祉や心理など専門職が配置されている民間の児童家庭支援センターにおいて、虐待につながるおそれのある世帯への指導や、子育ての悩みを児童虐待に至らせないための親支援プログラムを提供。
- ・ 児童養護施設退所者等の社会的養護経験者や、虐待経験がありながらも公的支援につながらなかった若者を対象に、生活や仕事の相談等を受けることができる社会的養護自立支援拠点を新設。
- ・ 民間の自立援助ホームを2か所整備。